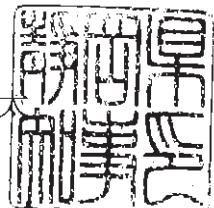


環生第365号

平成31年3月11日

株式会社レノバ  
代表取締役社長 木南 陽介 様

静岡県知事 川勝 平太



「(仮称) 御前崎港バイオマス発電事業環境影響評価準備書」  
に関する意見について(送付)

平成30年9月7日付けで送付された標記準備書に対し、静岡県環境影響評価条例  
第23条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地から別紙のとおり意見を述べます。

担当 くらし・環境部 環境局 生活環境課  
電話番号 054-221-2268  
FAX番号 054-221-3665  
E-mail seikan@pref.shizuoka.lg.jp

別紙

「(仮称) 御前崎港バイオマス発電事業環境影響評価準備書」  
に関する意見について

平成 31 年 3 月

静岡県

## はじめに

本事業は、株式会社レノバ（以下「事業者」という。）が御前崎港の臨港地区<sup>1</sup>において、再生可能エネルギーであるバイオマスを燃料とした出力74,950 kWの発電所を新たに建設するものである。

この発電所の稼働により、約28万Nm<sup>3</sup>/h<sup>2</sup>の排出ガスが生じることとなる。

対象事業実施区域及びその周辺は、美しい海岸線を有する駿河湾に面し、世界文化遺産である富士山や南アルプス等を望むことができるなど、優れた景観を有し、海水浴や磯遊び、ウインドサーフィン等の自然との触れ合いの場として、地域の人々のみならず地域外の人々にも親しまれている。

また、産業面では、カツオやシラスなどの豊富な水産資源を有するとともに、御前崎港から富士山静岡空港や東名高速道路相良牧之原インターチェンジへとつながる金谷御前崎連絡道路が整備され、交通アクセスの向上が図られたことにより、御前崎港が県中西部の物流拠点として重要な役割を果たしている。

このような地域固有の培われた資産は、後世に永く受け継がれるべき普遍的な価値を有するものである。

そこで、事業の実施に当たっては、こうした地域特性や環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について述べられた様々な意見等を踏まえた上で、環境に及ぼす影響について回避・低減を図ることが重要である。

このため、事業者は本意見書を踏まえ、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成されたい。

なお、地域住民からは、本施設の稼働による環境影響を懸念する意見や大規模地震及びそれに伴い発生する津波などにより本施設が被災することを懸念する意見が述べられている。

事業者は、このような意見を真摯に受け止め、今後、積極的に地域住民へ説明することにより、懸念の解消に努めるよう付言する。

---

1 「臨港地区」とは、港湾の管理運営を円滑に行うため、都市計画法の規定又は港湾管理者により定められた地区のこと。

2 「Nm<sup>3</sup>/h」とは、標準状態（0℃、1気圧）に換算した1時間当たりの気体の体積の単位のこと。

## I 全般的な事項

### 1 評価書の作成における留意事項

- (1) 環境影響評価の結果や環境の保全のための措置、事後調査の内容を図や表を利用したり、根拠となるデータを記載したりするなど、評価書に分かりやすく、明確に記載すること。
- (2) 静岡県環境影響評価条例では、知事及び住民等の意見並びにこれらについての事業者の見解を評価書に記載することとされているが、加えて、御前崎市長及び牧之原市長の意見並びにこれらについての事業者の見解を評価書に具体的に記載すること。
- (3) 本意見書を踏まえて、事後調査の内容を再検討するとともに、準備書について述べられた様々な意見等を評価書に反映させること。

### 2 復水器<sup>3</sup>等の稼働により生じる環境影響

準備書の段階において、復水器を海水冷却方式から空気冷却方式に変更したことから、その経緯並びに復水器及び冷却塔<sup>4</sup>の稼働により生じる環境影響の予測・評価の結果を整理し、評価書に記載すること。なお、予測・評価の結果については、その根拠も記載すること。

### 3 環境影響の回避・低減

- (1) 事業の実施に当たっては、評価書に記載する環境の保全のための措置を確実に講じること。また、大規模地震及びそれに伴い発生する津波による被災が最小限となるような施設を設計することにより、環境影響の回避・低減に努めること。
- (2) 本施設の稼働には、年間 35 万トンもの発電用燃料が必要であり、そのほとんどを海外から輸入する計画であることから、調達先の環境に著しい影響を及ぼさないよう、調達先ごとの数量を記載するなど、発電用燃料の調達計画を評価書に具体的に記載すること。

### 4 地域住民への丁寧な説明

地域住民の懸念を解消するため、準備書について述べられた様々な意見等に対する事業者の見解を丁寧に説明すること。

---

3 「復水器」とは、蒸気タービンから排出された蒸気を冷却して水に戻す装置のこと。

4 「冷却塔」とは、給水ポンプ等を冷却するために使用した水を冷却する装置のこと。

## II 個別事項

### 1 大気質

- (1) 本施設の稼働により煙突ダウンウォッシュ<sup>5</sup>と建物ダウンウォッシュがそれぞれ発生した場合の予測・評価の結果は準備書に記載されているが、これらが同時に発生することにより影響が著しくなることが懸念されることから、この場合の予測・評価の結果を評価書に記載すること。
- (2) 対象事業実施区域周辺の台地にある居住地域に排出ガスが及ぼす影響を懸念する意見が述べられていることから、煙突（排気筒）の高さの決定に当たっての検討経緯及び地形を考慮した予測・評価の結果を評価書に具体的に記載すること。

### 2 水質

海域に生息し、又は生育する動植物への影響が懸念されることから、本施設の稼働による排出ガスや排水が及ぼす影響について、C O D（化学的酸素要求量）だけではなく、全窒素及び全燐による影響の予測・評価の結果を評価書に記載すること。

### 3 動物・生態系

- (1) アカウミガメの産卵場に及ぼす影響の予測・評価の結果は準備書に記載されているが、本施設の稼働に伴い発生する光や音がアカウミガメの上陸や産卵に及ぼす影響が懸念されることから、このような影響について知見を有する専門家の指導・助言を求めるとともに、予測・評価の結果を評価書に記載すること。
- (2) 発電用燃料の輸入に伴い、外来生物の侵入を懸念する意見が述べられていることから、発電用燃料の調達先、輸送時の船内及び発電所建設予定地における事業者の対応を評価書に具体的に記載すること。

また、発電用燃料の燻蒸<sup>6</sup>のために使用する薬剤が人体及び生態系に及ぼす影響について、確認すること。

5 「ダウンウォッシュ」とは、煙突頂部や建屋の背後で生じる煙の巻き込み現象のこと。

6 「燻蒸」とは、気体の薬剤を使用して、害虫等を駆除する方法のこと。

#### 4 景観

- (1) 本施設の配置、色彩及び緑化計画については、港湾全体の景観や海上を含む主要な眺望点からの景観と、より調和するよう見直し、その結果に基づく予測・評価の結果を評価書に記載すること。
- (2) 御前崎港の利用者等が圧迫感を感じることが想定されることから、「御前崎港マリーナ」など、本施設が近景となる眺望点を追加し、調査、予測及び評価の結果を評価書に記載すること。